

○暴走族総合対策要綱の制定について（通達）

昭和57年8月25日

佐警本例規（交指）第8号

改正 平成3年3月佐警本例規第9号、8年8月佐警本例規（交企）第9号、11年5月佐本交指第120号、17年4月佐本務発第307号、18年3月第272号、23年3月佐本企発第102号

暴走族に対しては、これまで「暴走族総合対策本部設置要綱」（昭和55年佐警本例規（交指）第1号）により対処してきたところであるが、最近における暴走族は、従来の交通違反の形態にとどまらず、グループ間の対立抗争による殺傷事件をはじめ、一般市民を巻き込んだ暴力事件、取締警察官に対する公務執行妨害事件等を引き起こすなどますます悪質、粗暴化の傾向を強めている。これに対処するため、警察部内における体制の整備、強化及び関係機関、団体等との連携の強化等総合対策を強力に推進する必要がある、みだし要綱を別添のとおり制定したので誤りのないようになされたい。

なお、「暴走族総合対策本部設置要綱」（昭和55年佐警本例規（交指）第1号）は、廃止する。

別添

暴走族総合対策要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、暴走族による不法事案を未然に防止するため、取締体制の整備、暴走族対策実施計画その他の総合対策の推進要領を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「暴走行為」とは、2人以上の自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転者が、2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、集団の勢力をかりて行う急発進、急停止、だ行運転、速度違反、信号無視、整備不良車両の運転等の違反行為をいう。
- (2) 「暴走族」とは、暴走行為を現に行い、又は行うおそれのある者、暴走行為を指揮し、率先助勢し、幫助又は教唆した者及び情を知って暴走行為に係る自動車等に同乗した者をいう。
- (3) 「暴走族事案」とは、暴走族のい集、暴走行為等により周辺住民及び一般交通に著しい影響を及ぼし若しくは及ぼすおそれのある事案又は暴走族による集団暴力事

件、対立抗争事件等の刑事事件若しくは暴走族による覚せい剤使用等の特別法令違反事件をいう。

### 3 基本方針

- (1) 警察組織の総合力を結集し、暴走族に関する情報の収集、実態のは握、取締り検挙、補導解体及び広報活動を強力に推進して暴走族の一掃を図る。
- (2) 県、市町村、学校その他の関係機関、団体及び家庭（以下「関係機関、団体等」という。）と緊密に連携し、県民総ぐるみによる暴走族追放気運を醸成するとともに、暴走行為をさせない社会環境づくりを推進する。

## 第2 体制

### 1 警察本部の体制

#### (1) 暴走族総合対策本部

##### ア 設置

警察本部に、警察本部長を長とする暴走族総合対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

##### イ 任務及び組織

対策本部は、暴走族に対する総合的な対策を推進するために必要な基本的事項を策定するものとし、その組織及び所掌事務は、別表1のとおりとする。

#### (2) 暴走族対策室

##### ア 設置

対策本部の下に、交通部長を長とする暴走族対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

##### イ 任務及び組織

対策室は、対策本部の決定に基づき具体的事項を推進するものとし、その組織及び所掌事務は、別表2のとおりとする。ただし、暴走族事案の規模又は態様によって、別表2の(1)から別表2の(3)までの体制をとることができる。

### 2 警察署の体制

#### (1) 現地対策本部

##### ア 設置

警察署（以下「署」という。）に、必要に応じて現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

##### イ 任務及び組織

現地本部の任務及び組織は、対策室に準じたものとする。

#### ウ 報告

警察署長（以下「署長」という。）は、毎年4月1日現在で現地本部編成表を作成し、対策本部長に送付しなければならない。

### 第3 実態把握と措置

#### 1 実態把握上の留意事項

- (1) 警察官は、交通指導取締り、各種事件の捜査、少年補導その他日常の警察活動を通じて、暴走族の実態把握に努めなければならない。
- (2) 警察官は、公園、空き地、駐車場、自動車部品店、ドライブイン、ディスコ等暴走族のい集が予想される場所については、その管理者、経営者等の協力を確保し、暴走族に関する情報の収集に努めなければならない。

#### 2 報告

警察官は、暴走族を発見したときは「暴走族容疑者（車両）発見報告」（様式第1号）により、暴走族のい集が予想される場所等を発見したときは「暴走族い集場所発見報告」（様式第2号）により、速やかに所属する警察本部の課（室、隊、場、校）長又は署長（以下「所属長」という。）に報告しなければならない。

### 第4 資料の作成、送付、保管等

#### 1 資料の作成、送付

所属長は、暴走族を発見し、又はその実態を把握したときは、次に掲げる資料を作成し、対策本部長に送付しなければならない。

- (1) 暴走族名簿（様式第3号）
- (2) 暴走族個人カード（様式第4号）（以下「個人カード」という。）
- (3) 暴走族団体カード（様式第5号）（以下「団体カード」という。）

#### 2 資料の保管等

- (1) 対策本部長は、送付を受けた資料が次に掲げる事項に該当し、かつ、継続して視察する必要があると認めるものについては、その事案に係る警察本部の主管課長及びその者の住居地を管轄する署長（以下「関係所属長」という。）に連絡するものとする。

ア 県内に居住する者

イ 窃盗の前歴を有する者

ウ 覚せい剤の前歴を有する者

エ 暴力団の構成員（準構成員を含む。）

(2) 前記アに規定する連絡の方法は、個人カード又は団体カードの写しを送付して行うものとし、関係所属長は、これらの資料を整理、保管しなければならない。

### 3 資料の修正、削除

関係所属長は、次に掲げる場合には、速やかに対策本部長に報告し、保管資料の修正又は削除の手続をとらなければならない。

- (1) 保管資料に登載されている者の住所、職業、使用車両、所属グループ等に異動が生じていることを認知したとき。
- (2) 保管資料に登載されている団体の活動本拠地、構成員数、主な幹部等に異動が生じていることを認知したとき。
- (3) 保管資料に登載されている者が、就職又は暴走族からの離脱等によって、明らかに暴走行為等を繰り返すおそれなくなったと認めるとき。
- (4) 保管資料に登載されている団体が、解散又は消滅していることを認知したとき。

## 第5 未然防止の措置

### 1 情報の収集、報告

所属長は、暴走族の活動が予想されるときは、次に掲げる、措置を講じ、暴走族事案の発生を未然に防止しなければならない。

- (1) 暴走族がい集し、又は暴走行為等を行うおそれのある場所の管理者、交通関係業者その他沿道住民等との協力体制を確立し、関係情報の入手に努めること。
- (2) 暴走族の動向に関する情報を入手したときは、対策本部長に即報するとともに、関係署長に通報すること。

### 2 い集場所の管理者対策等

署長は、管轄区域内（以下「管内」という。）における暴走族事案の発生を未然に防止するため、平素、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 暴走族事案が発生するおそれのある場所については、事前に実地踏査を行い、当該場所の所有者、管理者等に対し、施設の改善、危険物の除去、照明装置の設置等暴走族の締出し又は取締りに必要な改善措置を要請すること。
- (2) 車両の違法な改造を助長するおそれのある自動車部品販売業者、自動車修理業者等に対する指導を強化し、違法部品の販売、取付け又は改造の自粛を促すこと。
- (3) 暴走族事案が発生するおそれがあるときは、車両通行止め、車両進入禁止、転回禁止、駐車禁止等当該道路の先制的な交通規制を行うこと。

## 第6 暴走族事案発生時の措置

### 1 初動措置

(1) 警察官は、暴走族事案の発生を認知したときは、次に掲げる事項を通信指令課長又は対策室長（以下「通信指令課長等」という。）に即報しなければならない。

- ア 発見の日時及び場所
- イ 車種及び車両台数
- ウ 暴走族及び群衆の人数
- エ 事案の状況
- オ その他参考事項

(2) 通信指令課長等は、前記(1)に規定する報告を受理したときは、直ちに次に掲げる措置を講じなければならない。

- ア 無線自動車、白バイ等（以下「無線自動車等」という。）を現場又は行先（通過）予想地に派遣し、所要の措置をとるよう指示すること。
- イ 当該場所を管轄する署長及び行先（通過）予想地を管轄する署長に事案の概要を通報すること。

(3) 先着した警察官は、現場の状況に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ア 前記(1)に掲げる事項を通信指令課長等に即報すること。
- イ 現場の状況に応じて、指導、警告又は検挙すること。
- ウ 事案の態様、暴走族及び群衆のい集状況等から直ちに検挙等の措置を講ずることが困難と認めたときは、通信指令課長等に応援を要請し、体制を整えた上で措置すること。

### 2 自署体制の取締り等

署長は、管内において暴走族事案が発生した場合は、次に掲げる措置を講じ、取締り等の万全を期さなければならない。

- (1) 事案の概要を通信指令課長等に即報するとともに、現地本部を設置し、監視要員の配置、交通検問の実施等所要の初動措置を講ずること。
- (2) 他署管内に波及するおそれがあると認めたときは、関係署長に事案の概要等を通報すること。
- (3) 自署体制のみで対処することが困難であると認めたときは、対策本部長の承認を受け、自署以外の警察官の応援を求めて措置すること。ただし、急を要し、そのいとまがないときは、直接関係所属長に応援を求め、事後速やかに対策本部長の承認を受

けること。

### 3 方面体制の取締り

#### (1) 方面の区分及び拠点署の指定

ア 大規模又は2以上の署の管内に及ぶおそれのある暴走族事案に対処するため、その暴走実態から主要路線帯別にとらえて、県内の署を3方面に編成する。

イ 暴走族事案の取締りを効果的に行うため、各方面ごとに中核となる署（以下「拠点署」という。）を指定する。

ウ 方面の編成及び拠点署の指定は、次表のとおりとする。

方面名	関係署	拠点署
東部方面	佐賀、諸富、神埼、鳥栖、小城	佐賀 鳥栖
北部方面	唐津、伊万里	唐津 伊万里
南部方面	武雄、白石、鹿島	武雄 鹿島

#### (2) 方面体制の運用

ア 対策室長は、暴走族事案の規模、態様等により必要と認めるときは、方面体制の運用をすることができる。

イ 対策室長は、暴走族事案の規模、態様等に応じ、2以上の方面を結合し、又は1の方面に他の方面内の数署を加えて運用することができる。

ウ 方面体制を運用する場合の指揮は、対策室長が行う。

#### (3) 方面関係署長の措置

方面関係署長は、対策室長の指揮を受け、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 現地本部を設置すること。

イ 暴走族車両の進行方向、違反事実等を確認するために効果的な場所を選定し、無線自動車等所要の監視要員を配置すること。

ウ 対策室長及び他の方面関係署長と緊密に連絡し、事態の推移に適応した措置を講ずること。

#### (4) 拠点署長の措置

拠点署長は、(3)に掲げる措置を講ずるほか、対策室長の指揮を受け、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 停止燈（棒）、セフティコーン、検問表示板その他の暴走族取締り用装備資器材を活用して、暴走行為等を抑止すること。

イ 暴走族車両を停止させるときは、事案の規模、態様、取締り体制等を考慮し、効果

的な場所を選定して行うこと。

#### 4 取締り上の留意事項

暴走族事案の警戒、取締りに従事する警察官は、次に掲げることに配意し、取締りの万全を期するとともに、犯罪の未然防止に努めなければならない。

- (1) 暴走族事案に対しては、共同危険行為等の禁止規定その他各種法令を積極的に活用して強力な取締りを行い、原則として被疑者の逮捕、車両の押収等強制捜査で臨むこと。
- (2) 暴走族事案が発生するおそれのある場所の外周において検問、取締りを実施し、違法行為の検挙及び暴走行為への不参加の説得をすること。
- (3) 暴走族に対しては、積極的かつ徹底した職務質問、車内検索等を実施し、暴走族事案等への参加事実を究明するほか、他犯罪の検挙、抑止に努めること。
- (4) 暴走族事案に群衆がい集し、又はい集するおそれがある場合には、暴走族と群衆を隔離するため、広報活動を強化するとともに、車両進入禁止その他の交通規制を実施すること。

### 第7 事後措置

#### 1 事後捜査の徹底

対策室長及び関係所属長は、暴走族事案については次に掲げる措置を講じ、事後捜査の徹底を期さなければならない。

- (1) 必要により「暴走族対策専従班」を編成し、被疑者、共犯者及び背後関係者の割出しを図るなど捜査の徹底を期するとともに、暴走族グループの実態解明に努めること。
- (2) 暴走族事案の事件措置に当たっては、管轄検察庁及び裁判所との連絡を密にし、迅速かつ適切に処理すること。

#### 2 解体、補導等の措置

対策室長及び関係所属長は、暴走族事案については次に掲げる措置を講じ、暴走族の解体及び補導に努めなければならない。

- (1) 暴走族少年については、家庭、学校、職場並びに家庭裁判所等との連絡を密にし、事件措置及び処遇の適正を期すること。
- (2) 暴力団（員）又は暴力常習者が関係する暴走族については、背後関係を追及し、検挙取締りの徹底を期すること。
- (3) 解体させた暴走族については、家庭、学校、職場等との連携を密にして継続指導

(補導)を徹底し、再犯防止の措置を講ずること。

### 3 行政処分

対策室長及び関係所属長は、暴走族事案に係る行政処分については、次により措置しなければならない。

- (1) 行政処分は、迅速かつ厳格に行い、危険性帯有者の早期排除を図ること。
- (2) 処分者講習は、被処分者の危険度、非行度等を考慮し、効果的な内容及び方法で実施すること。

## 第8 受傷事故の防止

### 1 幹部の責務

暴走族の取締りに従事する幹部は、受傷事故を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 暴走族の実態を十分認識し、受傷事故防止についての指導、教養を徹底して行うこと。
- (2) 取締場所の選定、任務の付与、実施要領、資器材の配置等については、具体的に指示すること。
- (3) 事故防止用資器材については、常時、点検、整備し、常に良好な状態を保持しておくこと。

### 2 現場における留意事項

現場において暴走族事案の警戒、取締りに従事する警察官は、次に掲げることに留意し、受傷事故の防止に努めなければならない。

- (1) 「車両は、すべて停止しない」ことを念頭に置き、常に危険回避の措置がとれる位置及び方法で行うこと。
- (2) 照明燈、回転燈、検問表示板等の受傷事故防止用資器材を有効に活用すること。
- (3) 車両を停止、誘導する場合は、懐中電燈、停止燈等により、相手方にわかるよう余裕をもって明確に合図すること。

## 第9 総合対策の推進

対策本部長及び関係所属長は、関係機関、団体等との連携を強化し、暴走行為をさせない社会環境づくりのため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 県及び市町村議会において「暴走族追放決議」がなされるよう積極的に働きかけること。
- (2) 関係機関、団体における暴走族追放のための諸施策が積極的かつ効果的に推進さ



れるよう、適切な指導及び助言を行うこと。

- (3) 法定講習及び地域における講習会、懇談会等を活用して暴走族の実態を訴え、暴走族追放気運の醸成を図ること。
- (4) 警察又は関係機関、団体が刊行する各種広報紙（誌）その他新聞、テレビ、ラジオ等の各種広報媒体を積極的に活用し、暴走族の無法性、反社会性を訴えること。
- (5) 家庭、学校、職場等との連携を強化し、暴走族を出さない環境づくりに努めること。

#### 第10 報告

対策室長及び署長は、暴走族事案が発生し、又は暴走行為者を検挙、補導したときは、速やかにその状況を対策本部長に報告しなければならない。

別表 1

暴走族対策本部構成及び所掌事務			
本部長	副本部長	委員	所掌事項
警察本部長	交通部長 (本部付)	広報県民課長	1 取締体制及び検挙対策に関すること。
	警務部長	生活安全企画課長	2 情報収集対策に関すること。
	生活安全部長	画課長	3 事件処理対策に関すること。
	刑事部長	通信指令課長	4 少年補導対策に関すること。
	警備部長	長	5 群衆対策に関すること。
	情報通信部長	捜査第一課長	6 通信運用対策に関すること。
		長	7 広報及び報道対策に関すること。
		鑑識課長	8 関係機関団体との総合対策に関すること。
		交通企画課長	
		交通指導課長	
	交通規制課長		
	運転免許課長		
	交通機動隊		

		長 機動隊長 機動通信課 長	
--	--	-------------------------	--

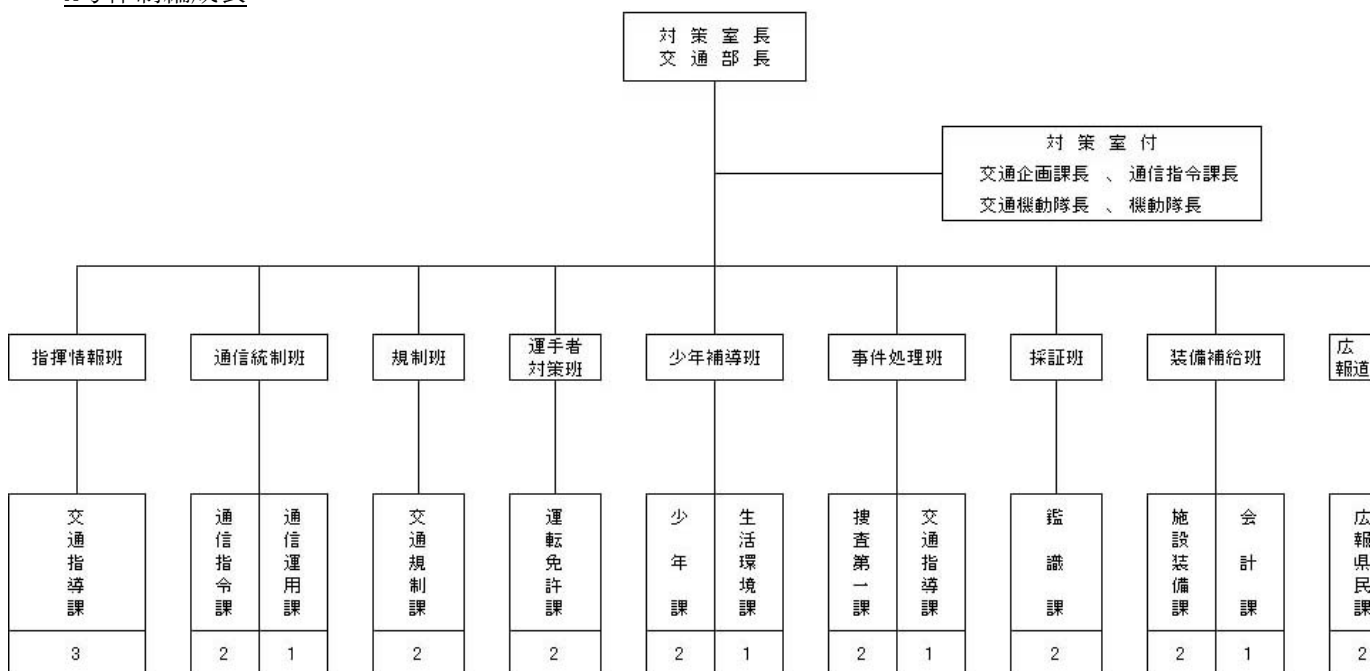
別表 2

暴走族対策室編成及び所掌事務					
室長	対策班	班長	班員	人員	所掌事務
対策室長 交通部 長 対策室付 交通企 画課長 交通機 動隊長 通信指 令課長 機動隊 長	指揮情報 班	交通指導課 長	統括官（交指） 課長補佐（交指）	3	1 指揮総括及び取締体制に関する こと。 2 情報収集及び分析に関する こと。 3 その他特命事項
	通信統制 班	通信指令課 長	通信指令官（通 指） 機動通信課長（機 通）	3	1 通信統制及び指令に関する こと。 2 通信運用事務に関する こと。 3 その他特命事項
	規制班	交通規制課 長	規制補佐（交規）	2	1 交通規制に関する こと。 2 その他特命事項
	運転者対 策班	運転免許課 長	行政処分補佐（運 免）	2	1 暴走行為者等の行政処分に関 すること。 2 その他特命事項
	少年補導 班	少年課長	課長補佐（少年） 課長補佐（生環）	3	1 少年の補導に関する こと。 2 非行事案の究明及び処理に関 すること。 3 その他特命事項
	事件処理 班	捜査一課長	強行犯補佐（捜 一） 事件補佐（交指）	3	1 刑事事件の処理に関する こと。 2 暴力団介入事案の処理に関 すること。 3 その他特命事項
採証班	鑑識課長	課長補佐（鑑識）	2	1 事件の採証に関する こと。 2 その他特命事項	

装備補給班	施設装備課長	装備補佐（施装） 予算補佐（会計）	3	1 装備資器材及び車両の総合的な運用に関する事 2 補給等に関する事 3 その他特命事項
広報・関係機関対策班	広報県民課長	広報補佐（広県） 課長補佐（交指）	3	1 広報活動に関する事 2 関係機関・団体等との連携活動に関する事 3 報道に関する事 4 その他特命事項

別表2の(1)

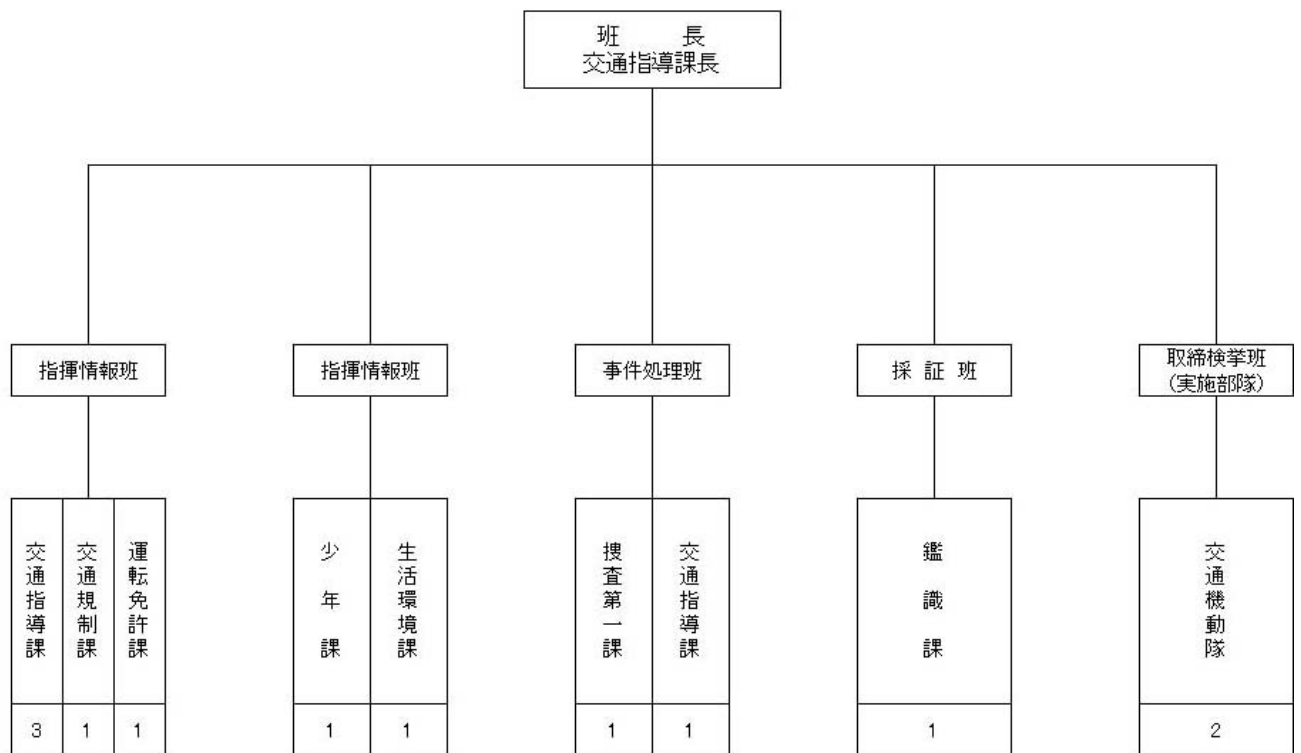
A号体制編成表



○ 暴走族対象事案がおおむね100人以上の場合

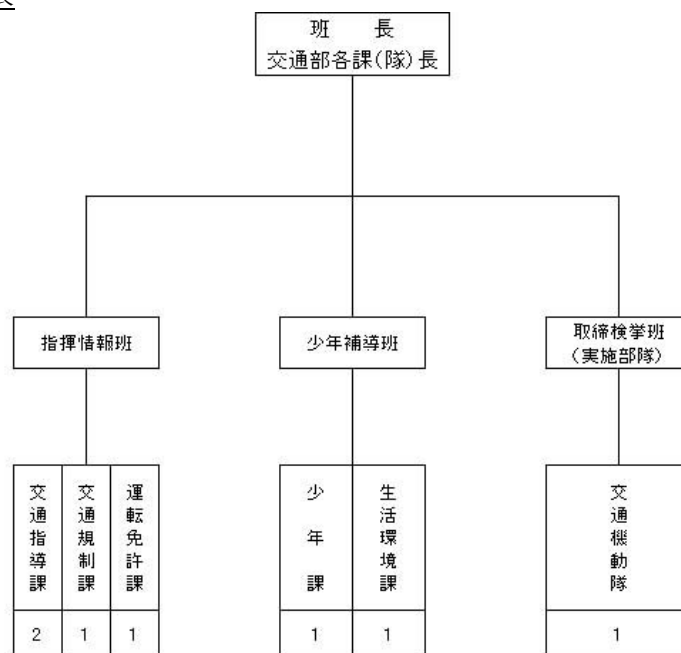
別表2の(2)

B号体制編成表



○ 暴走族対象事案がおおむね50人以上100人未満の場合  
別表2の(3)

C号体制編成表



○ 暴走族対象事案がおおむね50人未満の場合

様式第1号

年 月 日

警察署長殿

警 察 署

現 認 者

暴走族容疑者(車両)発見報告

現 認 日 時	年 月 日 時 分頃
現 認 場 所	市 郡 町 村
運 転 者	住居 職業 氏名 電話 生年月日 保護者住居 氏名 年齢
車 両	普通乗用車 二輪(大自二、普自二、軽二、原付) 登録番号 車名 色 所有者住居、氏名
同 乗 者  (住居、職業、 氏名、年齢)	
暴走族と認めた理由	
参 考 事 項	

様式第2号

年 月 日

警察署長 殿

警察署

発見者

暴走族い集場所発見報告

発見日時	い集場所	い集台数		い集人数		グループ名	備考
		二輪	四輪	男	女		
		二輪		男			
		四輪		女			
		二輪		男			
		四輪		女			
		二輪		男			
		四輪		女			
		二輪		男			
		四輪		女			

様式第3号

暴 走 族 名 簿

	氏 名	生 年 月 日	年 齡	住 所	職 業	使 用 車 両	備 考
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					

暴走族個人カード

グループ名								支部名				
発見(認知)日時	年 月 日					時 分						
発見場所												
端 緒	検問, 交通違反取締り, 刑法, その他の法令違反, その他											
運 転 ・ 同 乗	本 籍											
	住 所											
	保 護 者 は 先 勤 務	住所								TEL( )		
		氏名	( 歳)			職業			続柄			
	職 業	中・高・大 年 会社名										
	ふりがな											
	氏 名	年 月 日( 歳)										
免 許 関 係	1 原付	2 普自二	3 大自二	4 普通	5 中型	6 無免許	7 その他	取 得 年 月 日	年 月 日			
								公 安 委 員 会 名	公 安 委 員 会			
車 両 関 係	車種					所有者			登録(車両)番号		改造状況	
	原付	普自二	大自二	普通	その他	自己	他人	その他				
グループ加入	年 月 日 動機											
グループリーダー 住所, 職業, 氏名	住所											
	職業					氏名			年齢			
主な集合地												
ランク付け	1 悪い 2 やや悪い 3 普通 4 やや良い 5 良い											
同 乗 者	住所						職業			氏名	年齢	
	〃						〃			〃	〃	
	〃						〃			〃	〃	
備 考												
処 理 欄												
所 属 名								作 成 者 官職氏名				



(裏面)


様式第5号

暴走族団体カード

					作成年月日				
名称				結成年月日				解散年月日	
				活動本拠地					
構成員	年月日	構成員数			年月日	構成員数			
	現在	男				現在	男		
		女					女		
		計					計		
	現在	男				現在	男		
		女					女		
計					計				
主な幹部	住所	職業	リーダーの呼称		氏名 (生年月日)	就任 年月日	備考 (使用車両等)		
備考									
行動概要									

(注) 「リーダーの呼称」欄は、「会長」「隊長」「支部長」等を記入すること。

(裏面)


様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号